

ID: 1534

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定		
法令名称 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第9条第1項及び第3項		
法令番号	平成20年法律第87号		
【根拠条文】 (譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等) 第9条 第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者は、同項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。)を受けた長期優良住宅建築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第5条第8項第4号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第1項の変更の認定を申請しなければならない。 2 前項の規定による前条第1項の変更の認定の申請があった場合における同条第2項において準用する第6条第1項の規定の適用については、同項第5号中「前条第1項、第2項又は第5項の規定による」とあるのは、「第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の」とする。 3 第5条第4項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第5条第8項第4号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第1項の変更の認定を申請しなければならない。 4 前項の規定による前条第1項の変更の認定の申請があった場合における同条第2項において準用する第6条第1項の規定の適用については、同項第5号中「前条第1項、第2項又は第5項の規定による」とあるのは、「第9条第3項の規定による第8条第1項の変更の」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日